

令和3年8月20日開会

令和3年8月20日閉会

第754回湯川村農業委員会  
定例総会会議録

湯川村農業委員会

## 第754回湯川村農業委員会会議録

第754回湯川村農業委員会定例総会を令和3年8月20日に【道の駅あいづ湯川・会津坂下 交流促進施設 会議室】に召集した。

### 1. 出席農業委員（7人）・出席推進委員（6人）

1番	鈴木光雄	2番	小沼幸子
5番	鴻巣重人	6番	佐藤敬一
7番	兼子房男	8番	津村榮喜
9番	渡部正美	10番	兼子力
11番	佐藤孝志	12番	山口栄子
13番	武藤喜久子	14番	中島和裕
15番	大場忠重		

### 2. 欠席農業委員（2人）・欠席推進委員（0人）

3番	齋藤真助	4番	星正大
----	------	----	-----

### 3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員	坂内真隆		石田弘恵
-------	------	--	------

### 4. 本日の会議の案件

- 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第20号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

### 5. 会議の概要

（午前9時開会）

議長 おはようございます。今年のお盆は、梅雨時の前線が停滞いたしまして、雨、強風、低温により農作物にも影響を与えております。日本列島にも大きな被害をもたらしたわけでございます。特に被災した方には、お見舞いを申し上げます。さて今年産の米の概算金について発表になっております。残念ながら前年産より1割安い、2,000円くらいの値下げでございます。これから、農業協同組合が概算金を決定いたしますが、これに準ずる値下げになろうかと思っておりますので、湯川村は米地帯でございますので、米の収入がすべてでございますので大きな影響をあたえると思っております。豊作を素直に喜べない事になろうかと思っております。これもコロナの影響を受けており、飲食店の営業停止や外出の不要不急の停滞等、福島県においては蔓延防止が延長されております、特にいわき市、郡山市においては、感染が拡大しており家庭内でのクラスターの発生が起きております。ワクチン接種を受けていない方の影響が大きいわけでございますので、一日も早くワ

クチン接種が、希望者全員に打ち終わることを願っている毎日です。

議長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、3番委員と4番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員については、欠席の報告を受けている方はございません。農業委員8名中6名出席しておりますので本日の会議は成立しております。只今より第754回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。

2番委員 会期は本日一日限りとしたいと思えます。

議長 只今2番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議長 日程第2、会議録署名人の決定についてお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということですので、私の方から指名をさせていただきます。本日の会議録署名人に5番委員と6番委員の両名をお願いいたします。

議長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局長 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第4、議案第19号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第19号を朗読。続けて3ページを別紙により説明。

整理番号1番について説明いたします。譲渡人は■■■■集落の■■■■さんです。

譲受人は、■■■■にお住いの■■■■さん、■■■■

申請地は大字■■■字■■■■、地目は畑、面積は1,434㎡の1筆です。

今回の計画面積につきましては、今回農地転用する畑1,434㎡と大字■■■字■■■の宅地の面積451㎡を合わせまして、計画面積が1,885㎡となっております。

転用の事由であります。譲受人は、国のエネルギー政策において重要とされる再生可能エネルギーの中でも、その中心を担う太陽光発電を有効利用したく、現在休耕地となっている譲渡人の畑を活用し、低圧太陽光発電システムを設置、運用し個人として事業を営みたい。とのことです、追加説明いたします。

■■■さんご家族は、■■■■のほかに太陽光発電を設置して売電事業も行っており、福島県内に現在8か所で太陽光発電を設置して売電事業を行っています。国の制度にフィット制度という制度があり、20年間、固定金額で電力会社が電気を購入する制度が終了することに伴い、その前に事業を拡大したいと考え、昨年から会津若松市の不動産業者に依頼して土地を探していたところ、平坦な土地で日当たりも確保でき太陽光発電に適した面積の道路にも隣接している適地が

見つかったため、太陽光発電設備用地として利用したい。また、下草の管理にあっても、譲受人の居住地から近いためこの地を選定しております。

申請地の位置については、4ページに位置図、5ページに公図を添付してございます。7ページの土地利用計画図をご覧ください。

この農地につきましては、農振農用地外の農地でございます。太陽光発電システム設置用地で、計画としましては、支柱パイプの架台の上に太陽光パネル合計で228枚を設置します。一枚のパネルの大きさは、モジュール寸法のところになります。横209.4センチ×たて103.8センチでパネルの集合体は4か所設置する計画です。パネルの設置面積は496㎡で、その他通路が1,389㎡で合計1885㎡です。出入口は、現在の既存施設から出入りすることと、北側の村道から出入りします。取水・汚水につきましては、計画はございません。雨水につきましては、地下浸透でございます。隣接者5名の方への事業の説明は、実施したとのことです。

次に、農地法の許可基準に照らして説明いたします。立地基準の農地区分については、宅地化の状況が、公共施設連坦区域程度に達している区域に近傍する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満である市街地近傍小集団農地の2種農地に該当しており立地基準に合致してございます。続いて農地法の許可基準の一般基準についてでございますが、農地転用行為の妨げになるような、農地の使用賃貸借等につきましてはございませんでした。転用による周辺農地への影響についてですが、申請地の北側が譲渡人の宅地及び村道に接し、南側は概ね宅地であり一部ハウスはありますが、農業用機械格納庫として利用されております。東側に畑がありますが、現在不耕作地であります。隣接地に影響が出ないようパネルの配置を申請地の中ほどに設置するため、付近に及ぼす影響はないと考えます。太陽光発電システムの反射光についてですが、設置業者に確認したところ、緯度、経度やパネルの角度、太陽の入射角度等から反射光のシュミレーションを行っており、周辺への影響はないとのことでした。通路部分の除草管理については、防草シートを張り、また定期的に確認して適切に管理することとします。また譲受人は、現在8か所で事業を行っておりますが、現在まで隣接者とのトラブルはないとのことでした。現地調査を実施し特に影響はないとの事です。以上の事から転用計画の実現性が認められると思われれます。説明は以上です。

議長 只今の事務局説明に関連して、担当委員からの報告をお願いします。6番委員

6番委員 別紙農地法第5条第1項の許可申請に伴う調査報告書、1から7までを朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、担当集落委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

14番委員 今担当委員から報告ありましたが、譲渡人に質問したとのことですが、なぜ、太陽光発電設備を選んだのか、どういう内容だったかお聞かせください。

- 6 番委員 譲渡人は、今回の申請地について不耕作地であり売りたい旨の意思がありました。今までにも中古車販売業など、売買の相談がありましたが、譲受人の信頼性、事業の安全性や将来性等を総合的に判断して今回売買に至ったそうです。
- 14 番委員 議案書の中で、申請地については売買するとのことでしたが、今回の計画面積の宅地等についても売買とのことですか。
- 事務局 はい、宅地の方も売買するとのこと。また宅地に農作業小屋2棟建てておりまして、そちらについても譲渡するとのこと。
- 議長 他に質疑ございませんか。  
(ありません、の声)
- 議長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。  
(異議なし、の声)
- 議長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。まず反対の意見があればお願いいたします。  
(反対意見なし)
- 議長 次に賛成の方の意見をお願いいたします。
- 15 番委員 議案第 19 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実に相違なく、農地転用許可基準に合致しているので承認したいと思います。以上です。
- 議長 これより、議案第 19 号を採決したいと思います。ご異議ございませんか。  
(異議なし、の声)
- 議長 ご異議なしと認めます。これより議案第 19 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを採決いたします。
- 議長 議案第 19 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認いたしました。
- 議長 日程第 4、議案第 20 号、農用地利用集積計画の決定（利用権設定）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 はい、議長。
- 議長 はい、事務局。
- 事務局 それでは、7 ページをお開きください。議案第 20 号農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）を議案書 7 ページにより朗読。  
今回の案件は、中間管理機構に貸し付ける案件新規 1 件、中間管理機構から借り受ける案件 2 件、合計 3 件でございます。今回の案件は、4 月の総会に提案する予定でしたが、土地所有者が 4 月総会前にお亡くなりになりましたので、4 月の農業委員会総会へは、提案出来ず、今回、法定相続人全員から同意を得ての提案となりました。8 ページから 21 ページまでを説明し、中間管理機構から借り入れる方の配分については、今年 2 月 15 日に農地利用調整会議を開催し、農業委員会から 2 名の委員に出席いただき協議いたしました。その後、土地所有者の意向で、内容に変更が生じた経過がありましたので、今後は、十分に土地所有者

に対し、制度の説明及び土地所有者の懸念事項や借り受け希望者の方の営農状態も考慮しながら、配分等に変更が生じないように努めて参りますので、ご理解を頂きたいと思います。内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 これより議案第20号に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

7番委員 事務局から説明がありましたが、2月15日に農地利用調整会議が開かれましたが、次の日、いきなり配分が変わったと事後報告がありましたので、今後はこのようなことがないようにお願いいたします。

議 長 これより議案第20号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番委員 今後の参考に教えていただきたいのですが、今回相続人が確定していない段階で、法定相続人3名となっておりますが、今後同じような事例が出てきた場合も同じ取扱いになるのか、それとも、今回の事例が特殊で、公社も納得の上で相続人が確定した段階で届出して頂くことで、複数で認めることになったのか、それとも、このようなことは、当然出来るんですよとのことなのか教えて頂きたい。

事務局 相続人が確定していれば、一番良いのですが、この時期まで相続が確定しなかったため、今年の精算事務に支障があるため、法定相続人全員から同意を得て申し出を頂きました。20年を超えない利用権の場合には、所有権を有する者の2分の1を超える者の同意があれば、制度的にもこのような取扱いは出来るようになっております。

5番委員 相談があった場合、そのような説明をしたいと思います。

事務局 はい、よろしくお願いいたします。

議 長 他に質疑ございませんか。質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。

10番委員 議案第20号農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実と相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているため、原案のとおり決定したいと思います。

議 長 これより議案第20号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第20号農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議 長 議案第20号農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第754回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第19号 原案のとおり承認

議案第20号 原案のとおり決定

議長 全議事の終了を告げ、令和3年8月20日午前9時55分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和3年9月17日

湯川村農業委員会

会 長

5 番 委 員

6 番 委 員